

それから今助役から聞く限りでは例えば一般事務職員の車使用に関しては、必ずしも二人乗車ということは、何とこのか習慣化されてもいないんですかというところがちよっと心配なんです。

今聞く限りでは、ものによっては二人以上が原則としてよいと思うけれども、仕事によってはそうでもないんだというような答弁だったような気がするんですけれども、そういうところは交通安全上の安全管理規程みたいなものでさちんと二人で行きなさいと、あるいは安全——シートベルトを締めなさいなんていうのは当たり前のことですけれども、二人で行きなさいとかいうところとか、運転日誌をどうするかというところは決められるような形になるんでしょうか。ところがどうしても気になってくるのが、今度もそうですけれども、やはり二台で三人で結局のところは一人というときに起きてしまった事故なわけで、すべての公用車にバックホーンをつけるとか技術的な解決というのはある程度可能ですがけれども、実際に人が乗るわけですから、常に安全のことを考えればそういうような運行規程みたいなのがないと、非常に職員の方としては安心して働けないんじゃないかという気がするんです。もちろん二人がいやだという人もいるかもしれませんが。しかし

現実からいえば二人という形が望ましいと思いますけれども、そういうような形がさきの助役の答弁の中で出ていないんですけれども、どういふふうに考えているのかということも最後に伺って、同時にやはり気持ちよく運転をして仕事に行けるような体制を、市長さん以下ぜひつくってほしいというこの要望もあわせて、今質問にかえたいというふうに思います。

それから、今の森田部長の方の答弁の中で、やはりこの際現業に関してもやはり二人で業務をなささいという、どこかでさちんと決まりをつけて保障していかないと、先ほどの答弁の中でも非常に気になる「現場の判断である」というようなことがあるわけで、それはやっぱり最大危険だと思っんです。

現場の人は確かにプロだとは思いますが、そうやって判断していたところか積み重なっていつて事故になったということは、結局のところそうなっていると思うんです。それはだれしも感じていることなわけですから、そのところはやはり規律として、あるいは内規として服務規程としてやってもいいわいなと、いつの間にかこのことが風化して忘れられてまたその現場の判断となる可能性があるわけ、そのところの考え方もあわせて助役さんの方には二人の乗務という、安全

乗務ということに関して、現業ではどういふふうに考えていくべきなのか、あるいはどういふふうにしていくのかということをおわけて伺って、最後の質問にしたいと思います。

○総務部長（浅見裕康君）

安全運転の管理関係でございますけれども、今助役の方からも場合によると一人で運行する場合があるというような御答弁を申し上げたんですけれども、これはいわゆる乗用車の運転手の場合でございます。一応そういう場合には、たまたまいろんな会議その他の関係で迎えに行く例がございます、そういったケースということで御理解をいただきたいと思っております。その他については、必ず二名以上その車に乗って運行するというようにはっきり規定化いたしますかそういう基準をつくっていきたいと思っております。

これについては先ほどもちよつと申し上げたんですけれども、いわゆる「安全確認のための日」というのを設定をいたしまして、その中で各課のいわゆる管理責任者、そういった会議をその日に持ちまして、いろんな問題について協議あるいは視察をして、その中でまた各課へ帰ってその点についての徹底を図るといふようなシステムをとりたいというふうに考えております。そういった中で、一応

細かい遵守規定は制定をしていきたいというふうに考えております。特に一名乗車につきましては今後もしそういうことの絶対ないように、特殊な例というのは先ほど申しましたような、乗用車の運転手というふうに限るということ規定をしたいと思います。以上でございます。よろしく願います。

○建設部長（森田進君）

道路行政の関係で、路上駐車の関係でございますけれども、これについては署の方と十分協議をして、その上で利用者に御迷惑がからぬような形で一応仮駐車としての設置をしていきたいと、そのように考えております。以上でございます。

○議長（森田治男君）

以上で一般質問を終わります。

○議長（森田治男君）

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田治男君）

御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって延会とすることに決定いたしました。

写 福生市告示第二十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百一条第二項の規定に基づき、昭和六十一年第二回福生市議会定例会を次のとおり招集する。

昭和六十一年五月二十六日

福生市長 田 村 匡 雄 印

一 期 日 昭和六十一年六月二日
二 場 所 福生市議会議場

⑦ 福総庶発第七百九十六号

昭和六十一年五月二十六日

福生市長 田 村 匡 雄 ⑧

福生市議会議長

森 田 治 男 殿

議案の送付について

昭和六十一年第二回福生市議会定例会に提案するため、次の議案を送付します。

一 議案第二十八号 福生市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例

二 議案第二十九号 福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例

三 議案第三十号 福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

四 議案第三十一号 福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部
を改正する条例

五 議案第三十二号 福生市職員退職手当特別負担金準備基金条例の一部を改正する
条例

六 議案第三十三号 福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

七 議案第三十四号 福生市手数料条例の一部を改正する条例

八 議案第三十五号 福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

九 議案第三十六号 福生市消防団に関する条例の一部を改正する条例

十 議案第三十七号 福生市立学校施設等整備基金条例

十一 議案第三十八号 福生市都市施設整備基金条例の一部を改正する条例

十二 議案第三十九号 昭和六十一年度福生市一般会計補正予算(第一号)

十三 議案第四十号 昭和六十一年度福生市国民健康保険特別会計補正予算(第一号)

十四 議案第四十一号 昭和六十一年度福生市老人保健医療特別会計補正予算(第一号)

十五 議案第四十二号 昭和六十一年度福生市下水道事業会計補正予算(第一号)

十六 議案第四十三号 福生市立福生第三中学校増築第四期工事(建築)請負契約

十七 議案第四十四号 福生市表彰条例に基づく自治功労表彰について

十八 議案第四十五号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について

十九 議案第四十六号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について

二十 議案第四十七号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について

二十一 議案第四十八号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について

二十二 議案第四十九号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について

二十三 議案第五十号 市道路線の廃止について

二十四 報告第一号 専決処分承認を求めることについて(福生市税賦課徴収条例
の一部を改正する条例)

二十五 報告第二号 専決処分の承認を求めることについて(福生市都市計画税条例
の一部を改正する条例)

二十六 報告第三号 専決処分の承認を求めることについて(昭和六十年度福生市一
般会計補正予算(第九号))

請願書の取り下げ願について

昭和六十年八月二十八日付で提出いたしました「失業対策事業に関する請願書」は、都合により取り下げたいと思いますので、よろしくお取り計らいくださるようお願い申し上げます。

昭和六十一年五月二十六日

請願者

福生市熊川八三〇番地

全日自労建設一般福生分会委員長

西村 秀吉 印

福生市議会議長

森田 治男 殿

福議発第九十九号

昭和六十一年五月二十七日

殿

福生市議会議長

森田治男

議案説明員の出席要求について

昭和六十一年第二回福生市議会定例会に御出席くださるよう、地方自治法第二百一十一
条の規定により要求いたします。

なお、議事日程及び議案写しを別紙のとおり送付いたします。

一日 時 六 月 二 日 (月) 午前十時
二 場 所 福生市議会議場

写

福総庶発第 797 号

昭和61年 5 月26日

福生市議会議長

森 田 治 男 殿

福生市長 田 村 匡 雄 ㊟

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定に基づき報告します。

(写)

専決第四号

専決処分書

専決処分事項の指定について（昭和五十七年三月十日議決）に基づき、損害賠償額の決定について別紙のとおり専決処分する。

昭和六十一年四月十五日

福生市長 田 村 匡 雄 印